

# 飛島村立飛島学園いじめ防止基本方針

令和8年4月

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条より）

### 【具体的ないじめの様態】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

- いじめは人として決して許されない行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るということを十分認識すること。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うこと。
- 「いじめ」の認知については、特定の教職員のみによることなく、学校内の「いじめ・不登校対策委員会」のような組織化を活用して、組織的に判断すること。
- 日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むこと。
- いじめの被害者を徹底して守り、被害者の立場に立った親身な指導を行い、生徒と保護者への支援を継続して行うこと。
- いじめ問題への取組に当たっては、学校全体で組織的に進めるとともに、家庭・地域・関係機関との連携を密にして行うこと。

## 3 いじめを起こさない学校づくり

- (1) 定期的に学園生徒指導委員会及び生徒指導部会を開き、速やかに全職員が生徒に関わる情報を共有することができる組織体制を確立し、機能的な運用を図る。
- (2) 校内研修を開き、いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図る。
- (3) 教育委員会や、児童相談所及び警察等の外部諸機関と速やかな連携に努める。
- (4) 情報モラル教育を推進し、生徒だけでなく保護者も対象として、周知を図る。
- (5) 教育活動全体を通して人権教育を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の熟成を図る。

#### 4 未然防止

- (1) 学校生活のあらゆる場面で、全教職員が生徒に対して、傾聴的な態度で積極的にコミュニケーションを図り、生徒一人一人の内面理解を深める。
- (2) 道徳教育や体験活動を充実し、豊かな人間性を育む教育を推進することで、人権感覚や人権意識を高める。
- (3) 学級担任やスクールカウンセラーとの相談活動や、WebQU アンケートの結果をふまえた教育相談活動の充実を図る。

#### 5 早期発見

- (1) 学校生活アンケート(年2回)を定期的実施し、教育相談(記入のあった生徒対象)を行い、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- (2) 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配るとともに、共に過ごす時間を積極的に設ける。
- (3) 保護者、PTA、学校運営協議会委員、民生委員等から情報収集する。
- (4) 学園生徒指導委員会、生徒指導部会、学年会、いじめ・不登校対策委員会などで情報交換を密に行い、生徒の小さな変化を敏感に察知する。

#### 6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、「いじめ対応の方針」に基づいて対応する。
- (2) いじめ被害者、通報者を守り通す姿勢で対応し、保護者との連絡を密にし、継続的に支援を行う。
- (3) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行い、生徒とその保護者に対して継続的に指導・支援を行う。
- (4) 全教職員の共通理解のもと、事態を考慮し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署、児童相談所、教育委員会と連携する。
- (5) ネット上のいじめへの対応の場合、「ネットいじめへの対応」に基づいて対応する。

#### 7 重大事態への対処

##### 【重大事態】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体とし、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。